

第14回 熊野川の総合的な治水対策協議会 ～ 今回のポイント～

① 河川整備基本方針・整備計画

- ・ 国は、基本方針について、年度内に社会資本整備審議会での審議開始を目指す。
- ・ 国や県は整備計画について基本方針策定後に速やかな策定・変更を目指す。

② 堆積土砂対策（河道、ダム）

（河道）

＜直轄区間＞

- ・ 昨年度末で激特事業完了。今年度から緊急対策特定区間に指定し、概ね5年間で、更なる河道掘削を実施。

＜県管理区間＞

- ・ 和歌山県・三重県が、共同して今年度新たに河川整備計画を策定。
- ・ 整備計画策定後は両県で約10万m³の河道掘削を実施予定。
- ・ 奈良県では、5河川8箇所において、昨年度で堆積土砂撤去（災害復旧事業分）を完了。引き続き神納川において、帯工や堆積土砂撤去を実施。

（ダム）

＜紀の川統合管理事務所＞

- ・ 今年度も昨年度に引き続き堆積土砂掘削を実施予定。

＜関西電力＞

- ・ 今年度も昨年度に引き続き堆積土砂掘削を実施予定。

＜電源開発＞

- ・ 今年度も昨年度に引き続き堆積土砂掘削を実施中。

③ 発生源対策

＜林野庁＞

- ・ 保全対象に近接するなど、優先度の高い箇所から復旧に着手。
現在、十津川地区の12区域13箇所、紀伊田辺地区の6区域6箇所において、溪間工、山腹工を施行中。

＜紀伊山系砂防事業＞

- ・ 特定緊急砂防事業が完了。今年度より新たに「紀伊山系直轄砂防事業」を立ち上げ、引き続き大規模崩壊箇所の流路工等の残工事を実施するとともに山腹崩壊の著しい神納川において平成29年度は砂防堰堤設置の為に工事用道路に着手。
- ・ 冷水（ひやみず）地区において、台風等による洪水によって崩壊した土砂の侵食を防ぐ為の護岸工が7月に完成

＜奈良県＞

- ・ 今年度より、「十津川村杉清小井谷地区」で新たに土砂の発生防止を図る観点から森林整備を予定。

④ ダムの運用改善

- ・ 今年度発生した 24 台風のうち、台風 5 号、台風 18 号、台風 21 号が暫定運用基準に達した。
- ・ 台風 21 号では、風屋ダムおよび池原ダムの流入量が洪水量 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 以上の洪水になったが、ダムより下流の成川地点で約 110cm の水位低減効果あったものと推定。

⑤ 濁水対策（工事に伴う対策）

- ・ 昨年 11 月には各機関が実施している工事に伴う濁水対策について共有し、各機関が責任を持って対策に取り組むことを確認。
- ・ 工事に起因する濁水については、平成 28 年 11 月～平成 29 年 9 月の間において、確認出来ず。
- ・ 今後も継続して、各機関がより有効な工事に伴う濁水対策に取り組むとともに、市町村が実施する工事についても指導する。また、対策実施内容について、関係機関で共有。

⑥ 濁水対策

【現状】

＜近畿地方整備局＞

- ・ 南桧杖地点において、平成 28 年 11 月から平成 29 年 5 月に風屋ダム選択取水施設改築工事の影響（ダム湖の水位低下により、ダム湖底が露出し洗掘され濁水が発生・濃縮したことやダム操作上の制約など）や北山川筋の小雨に伴う河川流量減少の影響もあり、濁度が上昇。
- ・ 南桧杖地点を除く地点において、降雨に対応して高い濁度が確認された。また、濁度の低い期間は過去の 3 年間の濁度の低い値を多く記録しており、上流の流域対策の効果が現れ始めているものと分析する。

＜電源開発＞

- ・ 前回報告のとおり、風屋ダム表面取水設備改造工事Ⅰ期工事を平成 28 年 11 月に本格着手し、平成 29 年 6 月にⅠ期工事を計画通り完了したが、風屋ダムの水位低下に伴い濁水が発生し、汚濁防止膜や沈殿池工等の対策を実施したが、高濁度の状態が長期化した。
- ・ その後、工事を中断した平成 29 年 6 月から 10 月までの出水期は、通常の水位での運用となったため、降雨に対応して濁度が上昇したものの、平常時は南桧杖地点濁度が概ね 20 度以下となった。
- ・ Ⅱ期工事は平成 29 年 11 月 9 日より工事を再開しており、Ⅰ期工事で実施した濁水対策を補強・追加することとしている。新たな対策として、施工方法の精査により工事進捗に合わせてできるだけ風屋ダムの水位を上昇させる対策や風屋貯水池内の堆積土砂排除等を採用した。

【今後】

＜近畿地方整備局＞

- ・ データの収集期間が短いため推測の域は脱しないが、対策の効果は発現されつつあると分析。ひきつづきデータを蓄積し、効果を検証していく。

＜電源開発＞

- ・ 風屋ダム表面取水設備改造のⅡ期工事は、工事中濁水対策を着実に実施して濁水軽減に努めるとともに、工期をできるだけ短縮して竣工させる。
- ・ 平成33年度末までの期間に限り、十津川第二発電所放水口濁度が50度以上となる場合に発電停止する運用の実施に向けて、平成30年4月下旬までの同発電所発電停止期間終了までに関係者との協議・調整を終えることを目標とする。
- ・ 更なる濁水軽減（早期排出等）については、下流への土砂流下による影響を評価する必要があるため、国土交通省、奈良県、和歌山県、三重県等と連携し環境モニタリングを実施予定。